

家族手当と母性保護

M. Cerny (チェコスロヴァキア)

本稿は1945年から1968年までに、家族手当と母性休暇の分野に現われた法律的および経済的な発達にかんする要約を示している。

家族手当は児童の育成と教育に対するさやかなしかも統一的な寄与を果すために、1945年（法律第154号）に発足した。1947年（法律第58号）には、家族の児童数によって手当の支給額が段階的に異なる累進的な考え方が採用された。その考え方はその規定（1949年の法律第90号と第242号）にも引き続いられていたが、それらの改正は支給額の引上げだけを規定するものにすぎなかった。1953年に支給額は事実上2倍になった（1953年の法律第

42号）。各種の制度は1953年に国民保険制度と取替えられ、1956年には疾病保険制度の一部となり、かつ平行して実施されることになった（1956年の法律第54号）。1959年（法律第16号）には、稼得従事者の所得によって段階を設ける考え方も採用された。その考え方は1968年に放棄されたが（1968年の法律第88号）、そのときに、児童数に応じて異なる累進的な支給率が、3、4人の子女を養育する世帯のために強調された。

当初、家族手当は被用者だけに限定されていた。1962年（法律第32号）に、それらの家族手当は協同組合の農民に、また、1968年（法



律第88号）には、芸術家、自営業者、および失業者に拡大された。

制度に要する費用は1945年の4.94億クローネから、1950年に11.16億クローネ、1960年に42.26億クローネ、さらに、1969年には77.48億クローネに増大した。この金額は地域別に分けられ、地理的配分はチェコ共和国では47.22億クローネ、スロヴァキア共和国では30.26億クローネとなっていた。また、経済活動人口の構成別では、被用者に71.61億クローネ、協同組合の農民に5.53億クローネ、さらに、自営業者に5,400万クローネがそれぞれ配分されていた。

家族を保護するために採用されたその他の重要な手段は、出産時の母性休暇である。1924年の法律第221号によってその制度が採用された当時に、疾病給付と同一の支給額で出産前後にそれぞれ6週間の休暇が認められ、かつ母親が当人の子供を哺育することを条件として、上記給付以外の12週間に疾病給付の2分の1が支給されていた。1948年（法

律第99号)では、母性給付の全額を支払う支給期間が、18週間に延長された。1956年には、母性給付の支給額は疾病給付の支給額を上まわり、また、受給直前における使用者のもとですごした継続的な雇用期間の長さに応じて段階が設けられた。1964年(法律第58号)には給付の支給期間は22週間に延長され、給付の半額を支給される期間は4週間となった。1968年(法律第88号)には、支給期間はさらに26週間(未婚の母親と双生児の母親では35週間)に延長され、また、受給直前における賃金の90%という統一的な支給率が採用された。被用者、協同組合の農民、および自営業者に対するすべての制度では、同一の母性給付が支給されている。

各種の改革がもつている評価は、支出の増大によって測定することができる。各改革を比較して、最高の増大が記録されたのは1947年の45.5%で、これは累進的な手当を採用したために生じたものであった。1952年と1953年の改革では、1953年に43.9%, 1954年に36.8%の増大が記録されている。1959年の改

革による増大は17.5%であったが、しかし、その場合には、とくにスロヴァキア共和国で有利な家族手当の改善が行なわれており、そこでは費用が24.6%も増大している。1968年の改革による増大は、前年と比較すれば31.5%増で、1959年の比較では2倍、また、1948年との比較では10倍になっている。

Přidavky na děti a mateřská dovolená, *Demografie*, No. 2, 1970, pp. 173-177; No. 64, '71.

(以上5編の「I S S A 海外論文要約より」は、I S S A の Advisory Committee—1967年10月一による了解にもとづき、*Social Security Abstracts* より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

(33頁からつづく)

が予定されている。

なお、委員会は企業年金について、この年金を強制的な制度にし、上述した年金と合計した場合に、年金合計額が最終賃金の60%になることを勧告している。

また、各人の私的な貯蓄や保険では、税制対策によって、有利な措置を講ずることにより、各人の貯蓄や保険加入を促進することが、委員会の勧告に含まれていた。

U. R. Dept. of H. E&W., *Social Security Bulletin*, Vol. 35. No. 4, pp. 24~26.

(平石長久 社会保障研究所)